

## コンクリートに関する特記仕様書

土木コンクリート構造物の品質確保について

### (1) 水セメント比

土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては、55%以下、無筋コンクリートについては、60%以下とすること。

本工事に使用するコンクリートは以下の通りとする。

種別	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	使用セメントの種類
無筋コンクリート	40mm	8cm	60%以下	18N/mm <sup>2</sup> 以上	普通ポルトランドセメント又は高炉セメントB種
鉄筋コンクリート	20又は25mm	8cm	55%以下	21N/mm <sup>2</sup> 以上	普通ポルトランドセメント又は高炉セメントB種
鉄筋コンクリート	20又は25mm	8cm	55%以下	24N/mm <sup>2</sup> 以上	普通ポルトランドセメント又は高炉セメントB種

### (2) スペーサー

鉄筋のかぶりを確保するためのスペーサーは、構造物の側面については原則1㎡につき2個以上、構造物の底面については原則1㎡につき4個以上設置すること。

### (注意事項)

- 1) 愛媛県土木工事共通仕様書 第1編 第3章 第3節 (レディーミクストコンクリート) の記述に従い、JISマーク表示認証工場で製造された規格品に適合するものを使用するものとする。
- 2) 設計図書で指定した水セメント比を満足するため、設計図書で指定した呼び強度を上回るコンクリートを使用する場合には、コンクリート打設前に承認願書及び確認資料を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 3) 無筋コンクリートの最小部材厚が16cm未満の構造物については、粗骨材最大寸法20mm又は25mmを適用する。但し、均しコンクリート等は除く。